

仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー導入補助金

【令和5年度 募集要項】

仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課
(令和5年4月)

目次

1	事業の概要等.....	2
2	申請に関する手続き.....	5
3	事業の実施について.....	7
4	事業実施後の留意事項.....	8
	Q & A集.....	13

1 事業の概要等

1-1 目的

本事業は東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、平時における環境保全及び、災害時における再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー源の確保により、災害リスクへの対応力が高まるエネルギー自律型のまちづくりに資する、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時に防災拠点となる民間施設への再生可能エネルギー等設備を導入する事業に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において再生可能エネルギー等導入補助金を交付するものです。

1-2 用語の定義

用語の定義は次のとおりです。

(1) 民間防災拠点施設

地域防災計画に基づき、がんばる避難施設、帰宅困難者一時滞在場所、福祉避難所又は医療救護の拠点となる施設として指定を受けており、災害時において地域の防災拠点となりえる民間施設又は地域防災計画に基づく指定を受けている施設に準じ、災害時において地域の防災拠点となりえる民間施設であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する施設であることが必要です。

- ① 医療施設（医療法に基づく病院又は診療所）
- ② 公共交通機関の施設（駅舎等）
- ③ 私立学校
- ④ 宿泊施設等（旅館業法に基づく旅館業の許可を受けているもの）
- ⑤ 小売店舗等商業施設
- ⑥ その他市長が必要と認める施設

【補足】

上記の要件に該当することに加えて、次の要件も満たすことが必要です。

- (1) 仙台市内にある施設であること
- (2) 耐震性を有する（以下のいずれかに該当する）施設であること。
 - ① 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - ③ 耐震改修整備を実施した建築物

(2) 再生可能エネルギー等設備

下記の設備の導入により、災害時等において地域の防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要なエネルギーを確保すること。

- ア 太陽光発電設備
- イ 風力発電設備
- ウ 小水力発電設備
- エ 地中熱利用設備
- オ 廃熱や地熱利用設備

- カ バイオマス利用設備
- キ 太陽熱利用設備
- ク 雪氷熱利用設備
- ケ ガスコージェネレーション設備（電源自立型 GHP を含む）
- コ 燃料電池設備
- サ 蓄電池（発電設備と併設する場合に限る。）
- シ エネルギー管理システム（発電設備と併設し施設の効率的なエネルギー管理に資するシステムに限る。）
- サ V2H設備（発電設備と併設し、かつV2H設備を介して民間防災拠点施設との間で相互に電力を供給するための電気自動車又はプラグインハイブリッド車を所有している場合に限る。〔補助事業の期間内に新たに導入する場合も含む。〕

【解説】

本事業において再生可能エネルギー等設備を導入するにあたっては、避難所等で災害時等に外部電源が遮断されても最低限の電力や熱を供給することが必要であるため、

- ①発電設備については蓄電池を併設する等、季節、天候等に左右されずに安定的に電力を供給できるシステムを構築して導入すること。
- ②熱利用設備については、再生可能エネルギーによる発電自家発電又は蓄電池等を併設することとともに、停電時には避難施設に最低限の電力供給を行うこと。

なお、本事業は災害時に必要とされる最低限の機能を維持するための設備を導入するもので、通常時に施設で使用している電力をすべて再生可能エネルギー等でまかなうことは条件としておりません。

1-3 対象となる事業者

次の要件に全て該当することが必要です。

- ・ 以下の法人に該当すること
 - ア 民間企業
 - イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - オ その他市長が適当と認める者
- ・ 仙台市内において民間防災拠点施設を所有、又は管理していること。
- ・ 市税を完納していること。
- ・ 暴力団等と関係を有していないこと。

1-4 補助の対象となる事業

補助金の交付となる事業は、民間防災拠点施設を対象として災害時等に最低限の防災拠点機能維持のために実施する、再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業とします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。

- ② 既に設置工事に着手しているもの。
- ③ この補助金を受けて既に再生可能エネルギー等を導入済みのもの。

1-5 補助対象経費

民間防災拠点施設に対して、災害時に防災拠点機能を維持するため必要最低限の再生可能エネルギー等設備を導入する費用のうち、交付要綱別表第1に規定する設計費及び工事費等の費用となります。

ただし、「仕入税額控除」及び「利益排除」に該当する補助事業者に係る経費については、当該仕入税額控除及び利益排除後の金額をもって、補助対象経費とします。

【解説】

○仕入税額控除

補助金からは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額する必要があります。仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を市に返還していただく必要があります。したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

なお、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に速やかに報告し、市長の返還命令を受けて返還する必要があります。

○利益等排除

補助対象経費に自社製品等の調達分が含まれる場合においては、利益等排除の方法に従い、処理する必要があります。【交付要領第9参照】

1-6 補助率

当該事業に要する補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額。（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）

ただし、上限500万円とする。

※ 応募者が多数あり、予算額を超えた場合には、交付決定されないことがあります。

1-7 事業期間等

(1) 募集期間

令和5年4月7日（金）から令和5年8月4日（金）午後5時まで【必着】

（先着順で受け付けることとし、交付申請額が予算額を超えた場合には、先に募集を締め切ることがあります。）

(2) 交付決定

申請後1か月以内

(3) 事業実績報告

令和6年1月31日（水）まで

2 申請に関する手続き

2-1 実施計画の協議

補助金の交付を希望する事業者は、以下の書類を揃えて提出願います。また、本要項巻末に示す「実施計画書提出書類チェックリスト」（チェック済みのもの）を併せて提出してください。

市は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知により申請者に通知します。

交付の申請は、同一会計年度において1事業者につき1度のみです。

- ・ 交付要綱 様式第1号 交付申請書
- ・ 交付要領 様式第1号 実施計画書
- ・ 交付要領 様式第1号（別紙1～4）

※ 指定している資料も併せて提出すること。

- ・ 交付要綱 誓約書

添付書類一覧	備考
(1) 補助金交付申請予定者に関する書類 ア 登記簿謄本又は現在事項証明書 イ 全ての市税に滞納がないことを証する書類 ウ 経理的基礎を有することを証する書類	3ヶ月以内に発行されたもの 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書
(2) 施設に関する書類 ア 施設の概要がわかる書類（パンフレット、附近地図等） イ 施設又は土地の登記事項証明書（申請者が施設又は土地を所有していない場合は施設及び土地の管理権限を有することを証する書類） ウ 施設が仙台市地域防災計画に基づく避難又は医療救護の拠点となる施設等として指定を受けているなど、災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることを証する書類 エ 耐震性を有することを確認できる書類	3ヶ月以内に発行されたもの 地域と締結した協定書、交付要領様式第2号届出書など 建築基準法に基づく建築確認審査を申請したことがわかる書類、同確認済証の写し、検査済証の写し、耐震診断結果の写し、耐震改修整備を実施した場合はそのことがわかる書類の写しなど
(3) 事業内容に関する書類 ア 事業費の算出根拠がわかる資料（支出予定額を確認できる設計計算書、見積書等） イ 当該経費にかかる経費の配分がわかる資料 ウ 補助事業に要する経費及びその調達方法を示した資料 エ 事業実施スケジュール	交付要領様式第1号別紙2に記載 交付要領様式第1号別紙3に記載 交付要領様式第1号別紙4に記載

<p>オ 導入する設備の設計図面及び配線図書等（設計図面等を作成しない場合においては、整備しようとする設備の概要を確認できる書類等。）</p> <p>カ 導入しようとする設備の規格、規模、仕様、構造等がわかる資料</p> <p>キ 災害時に民間防災拠点となりえる施設において防災拠点機能を維持するために最低限必要となる電力量及び熱エネルギー量並びにそれらの算定根拠を示す書類</p> <p>ク 既存発電設備の設置の有無、種類及び規模を確認できる資料</p> <p>ケ 設備設置前の状況が確認できるカラー写真</p>	<p>設備のカタログ等</p> <p>交付要領様式第1号別紙1に記載</p> <p>熱エネルギー量については任意の様式とする</p>
<p>(4) その他事業実施に関する書類</p> <p>ア 電力会社との契約状況がわかる資料（売電する場合のみ）</p> <p>イ 調達を受けようとする会社との関係を示す書類（利益等排除について判断できるもの）</p> <p>ウ 事業活動に当たって関係法令の規定に基づく許認可が必要な事業者にあつては、当該許認可を得たことを証する書類の写し</p> <p>エ 電気自動車・プラグインハイブリッド車の車検証の写し（V2H設備を導入する場合のみ）</p>	<p>電気自動車を新たに導入するなど、申請時の提出が難しい場合は、売買契約書（写）等の導入することがわかる書類に替え、納車後、直ちに車検証の写しを提出すること</p>

2-2 交付申請書等の提出先

(1) 直接持参する場合

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

受付場所：仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課（MSビル二日町5階）

電話 022-214-8057

(2) 郵送により提出する場合

郵送先：〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12 仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課

(3) 提出期限

令和5年4月7日（金）から令和5年8月4日（金）午後5時まで【必着】

（先着順で受け付けることとし、交付申請額が予算額を超えた場合には、先に募集を締め切ることがあります。）

2-3 交付申請書等の審査

仙台市は、提出された交付申請書等を審査し、予算の範囲内で、補助金交付に相当する事業者を決定します。

従って、募集期間内の交付申請であっても、予算の上限に達した場合は交付決定されないことがありますので、御了承願います。

2-4 交付申請等に当たっての注意

- 提出した書類は返却いたしません。市から問い合わせ等を行う場合がありますので、その内容が分かるよう、提出書類のコピーをとって御自身の控えとして保管願います。
- 提出した書類に記載漏れ、記載誤り、添付書類漏れ、添付書類不備がある場合、交付決定をできない場合がありますので、特に郵送で提出する際は、今一度確認する等各自御注意願います。
- 交付決定の際に通知する交付予定額は上限を示すものであって、最終的には現地の履行確認調査結果等をもって補助金額を決定することから、交付予定額から減額又は取り消す場合があります。

3 事業の実施について

3-1 事業実施期間

補助金交付決定の日以降から着手し、令和5年度においては令和6年1月31日（水）までに事業完了（※）するものとします。

※事業完了とは、補助事業に関する支払いが完了し、仙台市に実績報告書を提出することです。

3-2 補助事業の開始について

補助事業者は、市から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注・契約）が可能となります。（※）

なお、交付申請を行った内容であっても交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定できませんので、御留意願います。また、設計、工事などの発注・契約等を行うに当たっては、以下の点に留意し、不明な点があれば、必ず市の担当者に相談してください。

【注意事項】

- (1) 発注手続きを開始する日、契約日は市の交付決定日以降であること。
- (2) 原則として競争入札又は見積合わせ（3社以上の見積が必要）によって相手方を決定すること。
- (3) 補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。

なお、補助対象外を含めた工事全体を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に区分できる形態にすること。

（補助対象内外の判別ができない場合、補助金が支払われないことがあります。）

※ やむを得ない事由により当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付要領第6の規定に基づき、あらかじめ事前着手協議申請書を市に提出してください。協議書の提出を受けた場合、これを審査し、市がやむを得ない事情があると認められた場合には、交付決定前に着手することができます。

3-3 補助事業の計画変更について

補助事業者は、補助事業の補助金額の増額、補助対象事業内容の変更、補助事業の中止・廃止等を行うときは、事前に市の承認を受ける必要があります。ただし、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として市の承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

3-4 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、設計業務又は設置工事並びに補助事業者における支出の完了（補助対象経費全額の支出及び精算を含む。）をもって事業の完了とします。

3-5 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、原則として令和6年1月31日（水）までに実績報告書を提出してください。

市は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

3-6 補助金の支払いについて

補助事業者は、市の確定通知を受けた後に請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

4 事業実施後の留意事項

4-1 補助金により導入した設備（財産）の管理について

- 補助金で導入した設備は、勝手に処分することはできません。
- 事業が完了した後は、財産の台帳を整備し、保管状況を明らかにしてください。
- 補助金で整備した施設や設備を補助金の交付の目的以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。
- 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることです。
- 市長の承認が必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間となります。
- 市長の承認を受けて財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を市に返還する必要があります。

4-2 事業効果の把握及び報告について

補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した再生可能エネルギー等設備）について事業効果を、別に指示する期間まで報告をしていただく必要があります。

4-3 他の補助事業の取扱いについて

- (1) 他の補助金を受けている経費は、当該補助金額分を差し引きます。
- 他の補助事業の採択を受けた場合、補助対象経費からその補助金等を差し引いた額に今回の補助率

である1 / 2以内を乗じた金額が補助金額となります。

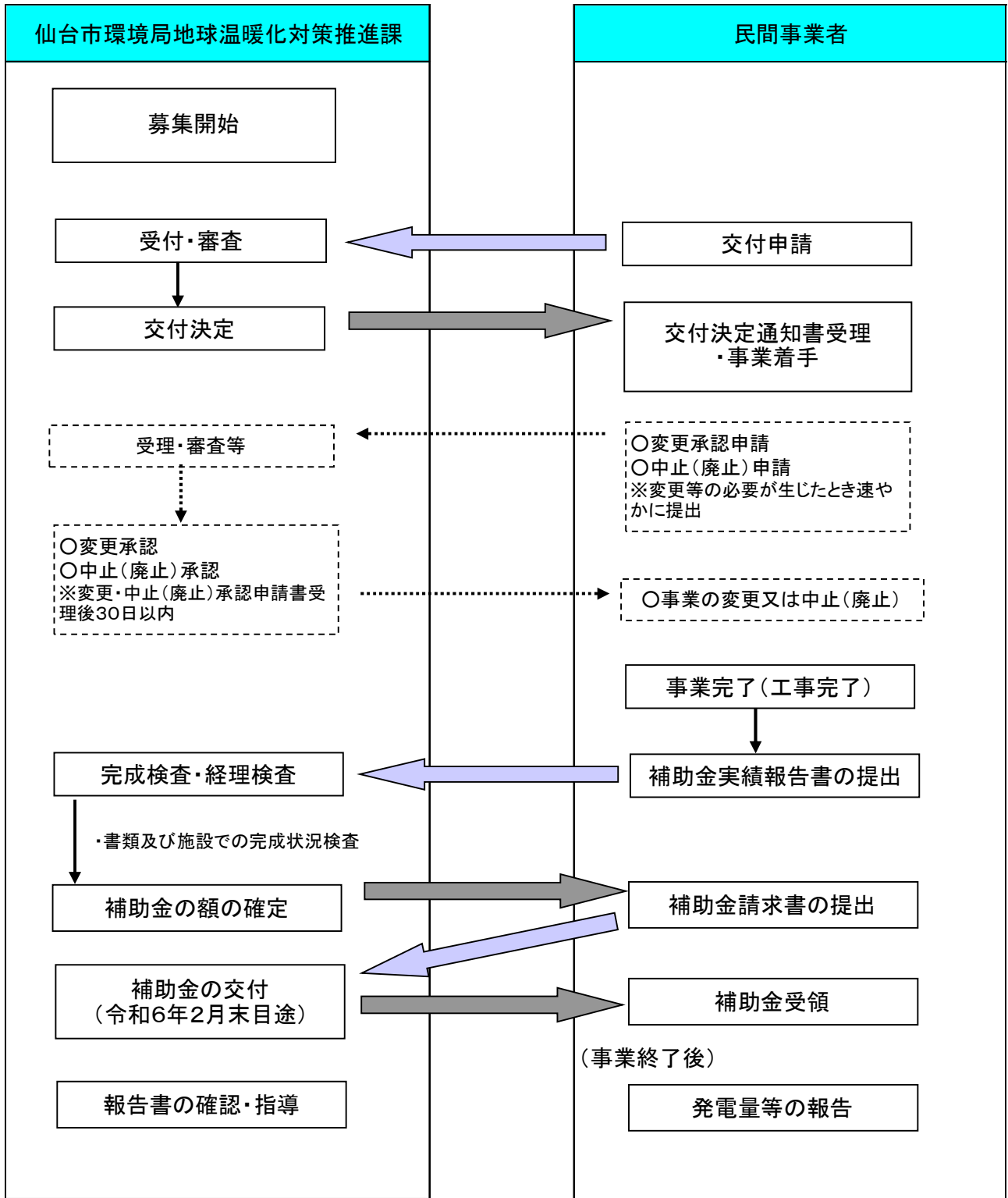
(2) 同一の施設に対し、本事業を複数回申請することはできません。

4-4 民間防災拠点施設としての機能維持について

- 補助事業の趣旨に基づき、補助金で導入した設備を設置した施設について、補助事業完了後も民間防災拠点施設としての機能を維持する必要があります。
- 地域防災計画に基づく指定を受けている施設に準ずる施設については、「災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることに関する届出書(交付要領 様式第2号)」に記載する内容のとおり、補助事業完了後も避難施設の開設及び運営、情報の周知、避難者への物資の提供を行うことが必要です。
- 民間防災拠点施設としての機能維持がなされていない場合や、「災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることに関する届出書(交付要領 様式第2号)」の記載内容と実態が乖離している場合は交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

4-5 その他について

補助事業の趣旨に基づき、災害時に地域の防災拠点として円滑に運営し、地域住民に利用して頂けるよう地域防災訓練等に原則参加していただく必要があります。



《実施計画書提出書類チェックリスト》

- 1 交付要綱 様式第1号 交付申請書
- 2 交付要領 様式第1号 実施計画書
- 3 交付要領 様式第1号（別紙1～4）
- 4 交付要綱 誓約書
- 5 登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- 6 全ての市税に滞納がないことを証する書類
- 7 経理的基礎を有することを証する書類
- 8 施設の概要が分かる書類
- 9 施設又は土地の登記事項証明書
- 10 施設が仙台市地域防災計画に基づく避難又は医療救護の拠点となる施設等として指定を受けており、災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることを証する書類又は災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることに関する届出書（交付要領 様式第2号）
- 11 耐震性を有することを確認できる書類
- 12 事業費の算出根拠がわかる資料
- 13 当該経費にかかる経費の配分がわかる資料
- 14 補助事業に要する経費及びその調達方法を示した資料
- 15 事業実施スケジュール
- 16 導入する設備の設計図面及び配線図書等
- 17 導入しようとする設備の規格、規模、仕様、構造等が分かる資料
- 18 災害時に民間防災拠点となりえる施設において防災拠点機能を維持するために最低限必要となる電力量及び熱エネルギー量並びにそれらの算定根拠を示す書類
- 19 既存発電設備の設置の有無、種類及び規模がわかる資料
- 20 設備設置前の状況が確認できるカラー写真
- 21 電力会社との契約状況がわかる資料（売電する場合のみ）
- 22 調達（工事を含む。）を受けようとする会社との関係を示す書類
- 23 事業活動に当たって関係法令の規定に基づく許認可が必要な事業者にあつては、関係法規に基づく許可を得たことを証する書類の写し
- 24 電気自動車・プラグインハイブリッド車の車検証の写し（V2H設備を導入する場合のみ）

※1 提出する際は、No.1→No.24 の順に、上から綴ること。

※2 導入する設備等によっては、提出不要となる書類があるので、適宜省略すること。

《実績報告書提出書類チェックリスト》

- 1 交付要綱 様式第7号 実績報告書
- 2 交付要綱 様式第7号別紙 事業報告書
- 3 交付要綱 様式第7号別紙 決算書
- 4 精算設計図書（実施設計と同じ場合は省略する。）
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 契約書及び支出証拠書類等の写し
- 7 設備の概要が確認できるカラー写真（太陽光発電設備の設置パネル枚数、導入設備の型式・製造番号等、導入設備が稼働可能なこと〔連系運転、自立運転の試験状況等〕などが確認できる写真）
- 8 補助金振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）
- 9 設備の完成図書
- 10 設備の耐震性を有することを確認できる書類（導入設備を固定するアンカーボルトの耐震計算書等）
- 11 その他市長が必要と認める書類

※1 提出する際は、No.1→No.11 の順に、上から綴ること。

※2 導入する設備等によっては、提出不要となる書類があるので、適宜省略すること。

仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金に関するQ & A集

Q1：地域防災計画に基づく防災拠点施設とは、どのようなものがありますか？

A1：地域防災計画において避難施設として指定されている「がんばる避難施設」、「帰宅困難者一次滞在場所」及び「福祉避難所」が挙げられます。また、医療救護の拠点として位置づけられている「災害拠点病院」「救急医療告示機関」及びこれに準じる地域の防災機能を維持する拠点施設となります。

Q2：今後、仙台市の地域防災計画に基づく防災拠点施設として指定を受ける場合は、補助の対象となりますか？

A2：地域防災計画に基づき、災害時の避難又は医療救護に係る拠点として指定を受けている施設のみ対象となります。

Q3：地域防災計画に基づく指定を受けている施設に準ずる施設とは何ですか？

A3：以下の要件を満たす施設であって、災害時において地域防災計画に基づく指定を受けている施設と同等の機能を有する施設のことを言います。

なお、以下の要件を満たすことについて本市に書面で届け出る必要があります。様式は「災害時において地域の防災拠点となりえる施設であることに関する届出書（交付要領 様式第2号）」のとおりです。

①補助事業者が自主的に避難施設を開放し、補助事業者の責任において運営すること。

②地域住民等に対して、当該施設に避難が可能であることを、補助事業者から周知すること。

※施設が所在する町内会等の地域団体に対し、避難可能な施設であることを周知することを必須とします。なお、申請前の設備導入構想段階及び補助設備導入後の避難施設開所段階の最低2回以上地域団体に対し周知してください。

③事業者が避難者に提供できるよう準ずる施設に用意すべきものは以下のとおりとする。

食料、飲料水、トイレ、電源（補助設備）等

Q4：宿泊施設等の「等」にはどのような施設が含まれますか？

A4：宿泊施設等とは、旅館業法第2条において、旅館業と規定されている、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業、下宿営業に供する施設をいいます。ただし、補助対象となる施設は、同法第3条に基づく市長の許可を受けたものであって、災害時に防災拠点施設等となり得る施設に限ります。

Q5：小売店舗等商業施設には、どのような施設が含まれますか？

A5：小売店舗等商業施設には、一般の食品や日用品の小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）であって、一次的に避難者を受け入れる機能を有している施設が含まれます。なお、受け入れる避難者は当該小売店舗の利用者等に限定せず、付近の居住者・通行者等、地域住民を受け入れるものとします。

Q6：災害時等に地域住民等の避難者の受入れはしませんが、災害時に食品や日用品等を提供する施設は、補助対象となりますか？

A6：今回の補助事業では、補助対象施設の防災拠点機能は、住民等の避難に供する施設又は傷病者の治療等に供する施設を対象としておりますので、食品等を提供する施設は補助対象となりません。

Q7：個人事業者や個人住宅は補助対象に入りませんか？

A7：個人事業者や個人住宅は本事業の対象外です。

Q8：既存設備の撤去に係る工事費は対象になりますか？

A8：既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去に係る工事費は対象になりません。

Q9：省エネルギー設備は対象になりますか？

A9：対象外となります。

Q10：再生可能エネルギー等設備等の導入に係る施設の耐震化工事は補助対象となりますか？

A10：耐震化工事そのものや専ら施設の補強等を目的とする補強工事や防水工事は補助対象外です。

Q11：技術開発や実証試験は補助対象ですか？

A11：技術開発や実証試験は補助事業の対象外です。

Q12：新築又は増築する施設に、再生可能エネルギー等設備を導入する場合も補助事業の対象となりますか？

A12：補助対象となります。ただし、建物本体工事は補助対象外となりますので、補助対象となるのは、あくまで、再生可能エネルギー等設備の導入に係る部分のみです。

Q13：施設のなかで、耐震化されている区画とされていない区画があるが、このような場合には補助金の対象となりますか？

A13：個別の事案ごとに判断することとなりますが、避難者を収容する区画や再生可能エネルギー等設備を設置する区画、その他電気や熱を避難所等に供給するために必要な区画（又は設備）が耐震化されている必要があると思料されます。

Q14：次年度に設備整備を予定している事業について、本年度中に申請することはできますか？

A14：申請は、事業に着手する年度に行っていただくこととしております。

Q15：可搬式の蓄電池導入は、補助金の対象となりますか？

A15：施設等に附属しない可搬可能な蓄電池は、補助金の対象外となります。ただし、可搬可能な蓄電池であっても、可動部分を外し、固定する場合には施設等に附属する設備として認められます。なお、当該可搬可能な蓄電池と同程度の定置式蓄電池がある場合には、設置コスト等をかんがみ、定置式蓄電池の導入を御検討ください。

Q16：スタンド・アロン型の蓄電池は、補助金の対象になりますか？

A16：スタンド・アロン型とは、商用電力系統からの電力で充電し、蓄電池に内蔵されたコンセント

に電気器具のプラグを差し込むことで電力供給するシステムです。また、太陽光発電システムからの充電や、電気配線への電気供給も不可能となります。このため、災害時等においては蓄電池に充電された電気を使い切った後は、商用電力系統が回復するまで充電することができず、また、照明器具等差込プラグのない機器に電力を供給できないため、補助金の対象になりません。

Q17：蓄電池又はV2H設備単体の導入は補助対象になりますか？

A17：再生可能エネルギーによる発電設備が既に導入されている施設について、新規に蓄電池又はV2H設備を導入する場合は、本事業の対象となります。ただし、再生可能エネルギー発電設備は、蓄電池又はV2H設備と連系すると共に、商用電力が停電した災害時にも自立運転が可能な設備でなければなりません。自立運転が可能な設備とするためパワーコンディショナー等の設備の変更が必要な場合は、当該工事費も補助対象となる場合もありますので、御相談ください。

また、V2H設備を導入する場合は、避難所等で災害時に外部電源が遮断されても天候等に左右されず安定的に電力を供給するため、電気自動車又はプラグインハイブリッド車を別途導入しておくことも必要となります。この場合、実施計画書へ電気自動車又はプラグインハイブリッド車のバッテリー容量などの諸元についても記載してください。

Q18：本補助金を活用してV2H設備を導入したいため、別途、これから新たに電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する予定ですが、いつまでに納車すればよいのでしょうか？

A18：実績報告書の提出期限までに納車を完了させる必要があります。

Q19：電気自動車又はプラグインハイブリッド車の車両本体は補助対象になりますか？

A19：電気自動車又はプラグインハイブリッド車の車両本体は、補助の対象外です。

Q20：1事業者当たりの補助金の上限額はありますか？

A20：補助金の上限額は500万円です。ただし、災害時等において最低限必要な防災拠点等機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備を導入する事業に補助することとなるため、補助金額はこの基準に基づき補助金交付申請を行う事業者において御検討いただくこととなります。なお、申請内容の審査を行うなかで、災害時等において最低限必要な防災拠点等機能を維持するために必要な使用電力量や熱供給量を審査し、必要な再生可能エネルギー等設備の導入量を調査した結果、補助金額の見直しをお願いする場合がありますので、御了承願います。

Q21：補助金の対象については、「災害時等において最低限必要な防災拠点等機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の導入」となっていますが、具体的には、防災拠点等施設全体の何割に相当する分の再生可能エネルギー等設備の導入量（設備能力）と考えればいいですか？

A21：再生可能エネルギー等設備の導入量（設備能力）については、災害時等において使用する電気機器による電力使用量や熱供給量を積み上げたうえで、それに対応する導入量（設備能力）を設定していただくこととなります。防災拠点機能等施設全体の何割に相当する分をまかなうための再生可能エネルギー等設備の導入といった考え方ではないことに御留意願います。

Q22：事業完了日及び実績報告書の提出期限までに事業が完了しなかった場合はどのようにすればいいですか？

A22：期限までに事業を完了し、実績報告書を提出していただく必要がありますが、やむを得ず完了できない見込みとなった場合は、所定の様式で速やかに市長あてに補助事業の取下げ申請をする必要があります。

Q23：防災拠点の機能に応じて、どのような設備が必要ですか？

A23：基本的には、個々の施設の状況において検討していただきますが、一般的には災害時にも以下のような設備が使用できることが期待されます。

- ① 防災無線、ラジオ・テレビ、パソコンなど情報収集のための機器
- ② 外部との連絡を取るための電話・FAX、携帯電話の充電器
- ③ 避難者のための照明、冷暖房（扇風機、石油ファンヒーターなど）

Q24：本事業で導入した再生可能エネルギー設備により発電した電気は売電できますか？

A24：本事業で導入した再生可能エネルギー設備により発電した電気は、固定価格買取制度等による売電は可能です。ただし、災害時等に最低限必要なエネルギーを確保することが前提となります。

Q25：太陽光発電設備と蓄電池等を同時期に導入した場合、財産処分が可能な時期は、どちらの設備の耐用年数が適用されますか？

A25：それぞれの設備の耐用年数が適用となります。

Q26：事業完了後に行う事業効果の報告は、何年間必要ですか？

A26：本事業は、みやぎ環境交付金を財源に実施しているため、おおむね事業完了後5年間と想定しております。宮城県の求めによっては報告期間を延長する場合がありますので、御留意願います。

Q27：他の補助金と重複して受給できますか？

A27：他の補助金との重複受給をすることは可能ですが、その場合、事業に要する総事業費から受給している他の補助金の額を控除した額を本事業の補助対象額として申請できます。ただし、他の補助金が、その制度上、他の補助金（本補助金含む）との重複受給を禁止している場合については、当該他の補助金の規定により、重複受給することはできません。

Q28：電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電池は補助対象となりますか？

A28：電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化された蓄電池は、製品化後に未使用で、かつ定格容量の保証期間が6年（蓄電池の法定耐用年数）以上であるものに限り、補助対象となります。

Q29：補助金の交付を受けて整備した施設等について事業譲渡や貸付を行ってもいいですか？

A29：補助金の交付を受けて整備した施設等の事業譲渡や貸付を行った場合、交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があります。必ず事前にご相談ください。